

# 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を公表します。

## 1 健全化判断比率

次の表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っている。

| 指標名      | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------|---------|---------|
| 実質赤字比率   | —       | 13.44%  |
| 連結実質赤字比率 | —       | 18.44%  |
| 実質公債費比率  | 0.3%    | 25.0%   |
| 将来負担比率   | —       | 350.0%  |

### ※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。

## 2 公営企業の資金不足比率

次の表のとおり、資金不足を生じた公営企業はなかった。

| 会計名          | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 農業集落排水事業特別会計 | —      | 20.0%   |
| 水道事業会計       | —      | 20.0%   |
| 下水道事業会計      | —      | 20.0%   |

### ※経営健全化基準

公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

## 3 財政健全化法の概要について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対して公表することが義務付けられました。

これまでの、普通会計(地方公共団体本体の会計)のみの財政指標では、特別会計や第3セクターにおいて、いくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。今回の財政健全化法では、特別会計や第3セクターも併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

#### 4 各指標の説明

##### (1) 実質赤字比率(単年度指標)

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の普通会計の赤字額を町税等の財源の規模と比較して財政運営の深刻度を示しています。

本町は黒字であり、数値は計上されませんでした。

##### (2) 連結実質赤字比率(単年度指標)

特別会計を含むすべての会計の赤字と黒字を合算して、その地方公共団体全体の資金の不足の程度を把握するため、町税等の財源の規模と比較して財政運営の深刻度を示しています。

本町は黒字であり、数値は計上されませんでした。

##### (3) 実質公債費比率(3か年平均)

借入金の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示しています。

本町は3か年平均で0.3%で早期健全化基準の25%を下回っており、単年度数値についてもR2-0.2%、R3-0.3%、R4-0.5%で推移しています。

##### (4) 将来負担比率(ストック指標)

地方公共団体の借入金(町債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

本町は、第3セクターもなく、借金等の将来負担額よりも、貯金等の充当可能財源のほうが多く、数値は計上されませんでした。

##### (5) 資金不足比率(単年度指標)

公営企業(農業集落排水事業、水道事業、下水道事業)の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻化を示しています。

本町の公営企業はすべて黒字であり、数値は計上されませんでした。

#### 5 各比率の算定式(単位:千円)

##### (1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

A: 普通会計(一般会計、土地特会、駅前特会)の実質収支(赤字)額

B: 人口、面積等から算定する標準的な一般財源の規模(標準税収入額等+臨時財政対策債発行可能額)

$$\Delta 14.95\% = \frac{1,386,355 + 23,258 + 0}{9,425,048 + 0}$$

※赤字額はないため、実質赤字比率を負数で表示した。

※黒字であるため実質赤字比率は「—」表示となる。

## (2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

A: ①～⑦の合計額

- ①普通会計(一般会計、土地特会、駅前特会)の実質収支(赤字)額
- ②公営事業(国保特会)の実質収支(赤字)額
- ③公営事業(後期高齢特会)の実質収支(赤字)額
- ④公営事業(介護特会)の実質収支(赤字)額
- ⑤公営企業(集排特会)の資金不足(赤字)額
- ⑥公営企業(水道会計)の資金不足(赤字)額
- ⑦公営企業(下水道会計)の資金不足(赤字)額

B: 前述と同じ

$$\Delta 31.86\% = \frac{1,409,613 + 7,171 + 983 + 52,060 + 0 + 1,499,440 + 33,971}{9,425,048 + 0}$$

※赤字額はないため、連結実質赤字比率を負数で表示した。

※黒字であるため、連結実質赤字比率は「—」表示となる。

## (3) 実質公債費比率(3か年平均)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)} + \text{(C)}) \\ &- (\text{特定財源(D)} + \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額(E)}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模(F)} - \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額(E)}}$$

A: 普通会計公債費

B: 公営企業地方債充当繰入金及び公債費に準ずる債務負担行為

C: 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金

D: 都市計画事業の地方債への都市計画税充当額

E: 普通交付税の算定において公債費として基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

F: 前述と同じ

※R4計算式

$$0.5\% = \frac{(545,043 + 379,384 + 24,591) - (205,570 + 697,651)}{9,425,048 - 697,651}$$

※3か年平均

$$0.3\% = \frac{0.2(R2) + 0.3(R3) + 0.5(R4)}{3}$$

#### (4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

A: ①～④の合計額

- ①普通会計の令和2年度末地方債現在高
- ②公営企業債の償還財源に充当する一般会計からの繰入見込額
- ③地方債現在高の組合等負担等見込額
- ④退職手当支給予定額(全職員分)

B: ⑤～⑦の合計額

- ⑤積立基金(全額)
- ⑥都市計画事業の地方債への特定財源充当見込額
- ⑦地方債現在高に係る、今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの公債費

C及びD: 前述と同じ

$$\Delta 52.9\% = \frac{(3,770,924 + 1,965,554 + 169,387 + 0) - (4,715,202 + 1,158,162 + 4,652,443)}{9,425,048 - 697,651}$$

#### (5) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

<農業集落排水事業特別会計>

A: 歳出額－歳入額

B: 営業収益額－受託工事収益額

$$0.0\% = \frac{373,840 - 373,840}{101,797}$$

※歳出額と歳入額が同額であって0となるため、資金不足比率は「—」表示となる。

<水道事業会計>

A: 資金の不足額(流動負債－流動資産)

B: 事業の規模(営業収益額－受託工事収益額)

$$\Delta 223.3\% = \frac{280,927 - 1,780,367}{671,472}$$

※資産の方が多く0以下であるため、資金不足比率は「—」表示となる。

<下水道事業会計>

A及びB: 水道事業会計と同じ

$$\Delta 12.2\% = \frac{275,141 - 309,112}{277,677}$$

※資産の方が多く0以下であるため、資金不足比率は「—」表示となる。